

Global Network of Age-friendly Cities and Communities（エイジフレンドリーシティーズ・アンド・コミュニティーズのグローバルネットワーク）への参加について

1. エイジフレンドリーシティーズ・アンド・コミュニティーズのグローバルネットワーク（GNAFCC）のビジョン、ミッション、ガイド文書について

健康で活力ある高齢化のための政策と戦略¹の立案は国レベルで取組む施策である一方、持続性のある変化を実現するためには、各地方自治体を含む全てのレベルの行政の深い関与が必要である。コミュニティ、地方自治体や、地域のひとつひとつがエイジフレンドリーになって行くことで、エイジフレンドリーな世界は作り上げられる。

GNAFCC のビジョンは、全ての市町村やコミュニティが、今よりもっとエイジフレンドリーな姿をめざして努力を継続していくことである。

エイジフレンドリーな環境を作るには、ライフコース全体にわたって変化していく人のニーズと生活環境をうまく適合させる過程が必要である。これを達成するためには、多くの関係者、部門及びすべてのレベルの行政機関が協力して、協調した対応が必要となる。エイジフレンドリーな市町村やコミュニティとは、人々がそこで年を重ねていきたいと望む場所であり、健康で活力ある高齢化を促進する場所である。そこでは、高齢者は自立と尊厳を保ちつつ、自分が望む場所で安全に過ごし、貧困に苦しむことなく、自ら成長を続け、コミュニティにも貢献することができる。また、高齢者は自分たちが抱えるニーズを最も良く理解した存在であり、エイジフレンドリーなコミュニティを作るための行政の枠組みの中心に位置付けられる。

GNAFCC のミッションは、世界中の市町村やコミュニティに対し、今よりもっとエイジフレンドリーになることを奨励し、それを可能にすることである。このネットワークでは、以下のように推進しようとしている。

- ・何がどのように実現できるのかを示すことによって、変化を促し、情報、知識及び経験を共有するために、世界中の市町村とコミュニティをつなぐ
- ・市町村やコミュニティが、革新的でエビデンスに基づく適切な解決策を見出せるよう支援する

¹ WHO は 2002 年に『アクティブ・エイジング：政策枠組み』を発表した。その後、この枠組みにもとづいて、『グローバル・エイジフレンドリーシティ：ガイド』を作成した。2015 年には、健康な高齢化（Healthy Ageing）という新たな枠組みを提唱し、これが 194 の WHO 加盟国からの承認を得て、『WHO 高齢化と健康に関するグローバル戦略と行動計画（2016-2030）』の基礎となった。この新たなアプローチは、これまでのアプローチと相補的な関係にあり、エイジフレンドリーな取り組みの目的を人の機能的能力の向上に定めるとともに、エイジフレンドリーな概念を拡張することで、すべての部門がそれに関与し、協力して取り組めるようにした。

GNAFCC は、次の 5 つのガイド文書に基づいて運営されている。

- ・ 高齢化と健康に関するグローバル戦略と行動計画
<http://www.who.int/ageing/global-strategy/en/>
- ・ 高齢化と健康に関するワールド・レポート
<http://www.who.int/ageing/events/world-report-2015-launch/en/>
- ・ 欧州における高齢者に優しい環境（AFEE）政策ツール及び関連ガイドライン
<http://www.euro.who.int/en/health-topics/Life-stages/healthy-ageing/activities/age-friendly-environments-in-europe-afee>
- ・ エイジフレンドリーシティ評価：コア指標に関するガイド
http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/203830/1/9789241509695_eng.pdf
- ・ グローバル・エイジフレンドリーシティ：ガイド
http://www.who.int/ageing/publications/age_friendly_cities_guide/en/

2. 参加資格と参加による利点

メンバーの参加資格：

- ・ WHO 加盟国に所在すること。
- ・ 法律で定義された特定の地域内において、市民に公共財やサービスを提供する一連の権限を有する、直接選挙されたもしくは委任を受けた行政機関であること。国によって保健政策及び地域計画に関する所管にばらつきがあることを考慮し、参加資格は、州や省などの広域行政レベルから、人口の少ない市町村まで、地方自治体に広く与えられる。
- ・ 部門を越えた協力体制の主導や、ベースライン評価の実施、また管轄地域をよりエイジフレンドリーにするための行動計画の策定、実施及びモニターする権限と能力を有すること。

WHO の GNAFCC メンバーになることの利点：

- ・ 世界のいろいろなコミュニティとの情報共有ができる。
- ・ エイジフレンドリーな環境づくりに注力している加盟組織、実務者、研究者、専門家およびアドボカシー活動家などからなるグローバルネットワークのサポートが得られる。
- ・ ネットワーク内での PR。また、WHO が運営するネットワーク専用ウェブサイト（Age-friendly World）に地元の活動や成果を発表し、自身のウェブサイトやリソースへのリンクを掲載することで、認知度や可視性が上がる。
- ・ 国際的な研究プロジェクト、共同出版や相互のネットワーキング・共有などのさまざまな連携の機会に恵まれる。

3. 参加要件

ネットワークのメンバーになるためには、以下の条件が求められる。

- a) WHO のエイジフレンドリーコミュニティー・アプローチの要である以下の価値と原則を共有し、促進する。
 - ・ 多様性の尊重：高齢者は、一人ひとりが異なった多様な能力や資源、ライフスタイル及び

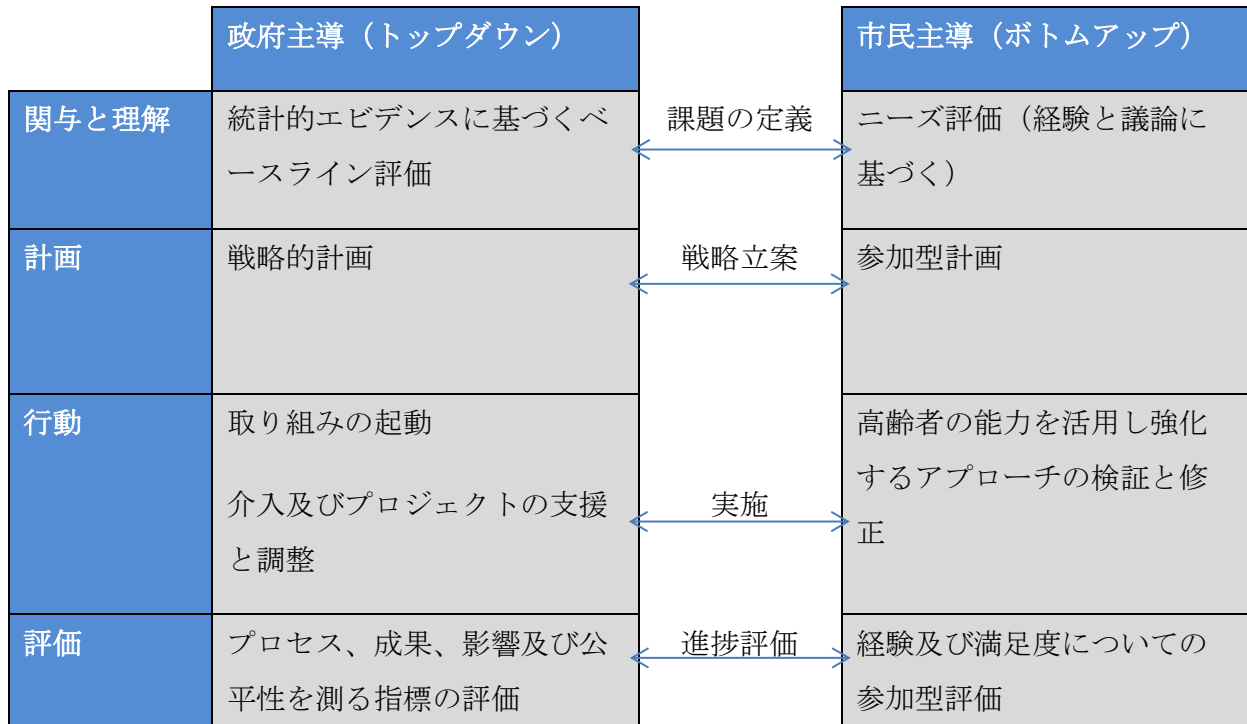
嗜好を持っており、それらの多様性を尊重するべきである。

- ・ 公平性：年齢、性別、障害の有無、性的指向、社会経済的地位、民族、宗教/信念、居住地が地方か都市かなどにもとづく、集団間の不正な格差を特定し、それを対処するべきである。
- ・ あらゆる生活圏における高齢者の参加及びその貢献を尊び、促進するべきである。
- ・ 高齢者が尊厳を保ちながら年を重ね、最期を迎えることができるように、高齢者の権利を尊重するべきである²。

また、エイジフレンドリーな市町村とコミュニティを作り出すプロセスには以下のことが必須である。

- ・ 共同デザイン及び共同構築：エイジフレンドリーな市町村やコミュニティを構築するためには、部門間の垣根を越えた多様な関係者との協調と調整が必要である。エイジフレンドリーな市町村やコミュニティを創造するための不可欠な条件の1つは、次にあげるような一連のプロセス全てに高齢者が関与することである。すなわち、課題の設定、エイジフレンドリー施策の立案、実施及び評価などである。高齢者は受益者であるだけでなく、変化を起こす重要な力になる。
- ・ ボトムアップの参加型アプローチと、トップダウンの政治的な関与及び資源供給とを組み合わせるべきである（図1参照）。
- ・ 世代間の関係づくり、連帯及び相互支援を促進するライフコースアプローチを中枢として、エイジフレンドリーな市町村やコミュニティを創造する努力をするべきである。

図1 ミドルアウト - ボトムアップアプローチとトップダウンアプローチの融合

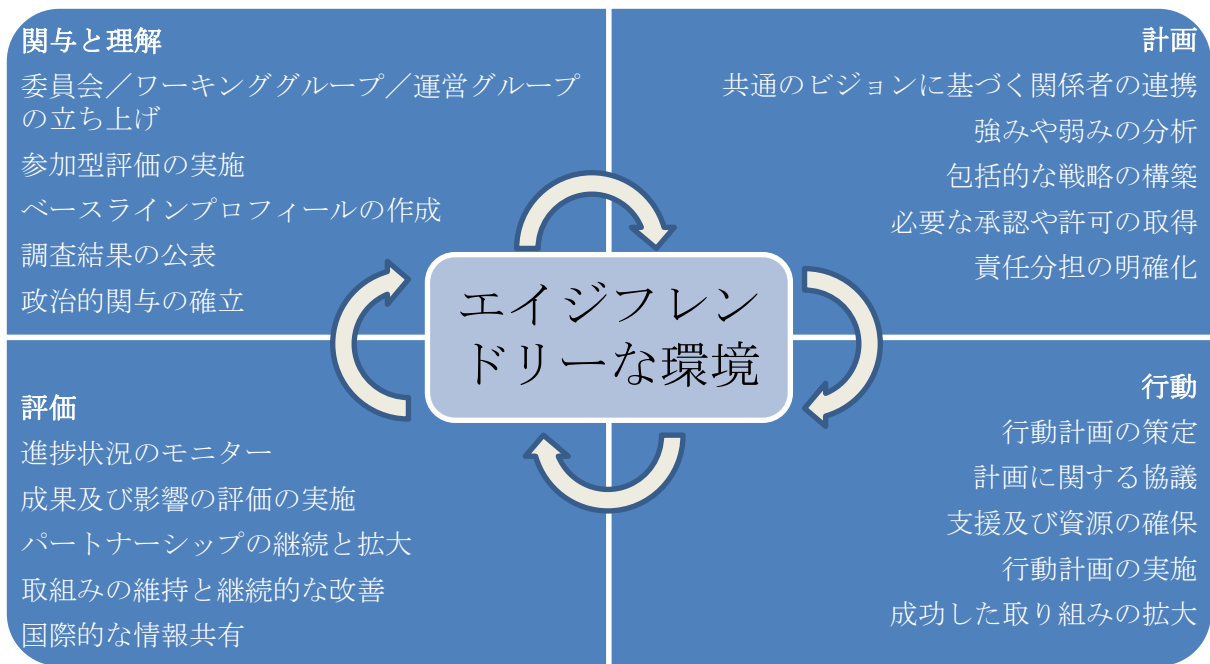


² 終末期に関する法律規定は国によって異なる。

b) エイジフレンドリーな地域環境を創出するための4つのステップを実施する（図2参照）：

- ・ 関与と理解：孤立している、あるいは支援が届きにくい高齢者も含め、多くの関係者を巻き込んで、高齢者のニーズや嗜好、及び健康で活力ある高齢化のバリアや機会になっていることの理解を促進することが、地域のニーズや優先事項に対応した、よりエイジフレンドリーな取組みを行うための鍵である（期待される成果：参加型のエイジフレンドリー評価）。
- ・ 計画：戦略的に計画することで、全ての関係者が共通のビジョンを掲げ、優先すべき行動に合意し、市町村やコミュニティが課題にどのように取り組むかを計画、資源配分することが可能になる（期待される成果：行動計画）。
- ・ 行動：エイジフレンドリーな市町村とコミュニティ構築の中核にあるのは、行動計画の実施である。エイジフレンドリーな市町村を構築するためのガイド及び AFEE ハンドブックには、実施可能な取組みが数多く掲載されている（期待される成果：エイジフレンドリーの実践）。
- ・ 評価：エイジフレンドリーなアプローチの実施、及びそれが人々の生活へもたらす影響に関するエビデンスを収集することは、市町村やコミュニティがよりエイジフレンドリーな取組みを継続し、成功させる上で不可欠である。進捗をモニター評価することで、成果と課題を特定し、地域の関係者へ結果を伝え、その後の優先事項を決めるための根拠ができる（期待される成果：モニタリングおよび評価報告書）。

図2 エイジフレンドリーな環境を作るためのステップ：エイジフレンドリーをめざす過程では、継続的な改善が必要であり、それは一般的に図中の4つのステップを矢印で示された方向に進めることである。どのステップにおいてもネットワークへの参加は可能である。また、すべてのステップを一巡するには5年ほどかかるものである。



c) GNAFCC に積極的に参加する

メンバーの活動は多様であり、ネットワークのメンバーのニーズと関心に合わせて調整できる。

メンバーの必須要件：

- ・進捗状況（評価報告書、行動計画など）及び成果（エイジフレンドリーの実践、モニタリング及び評価報告書など）を他のメンバーと共有することにより、知識の発展に貢献する。
- ・関連するガイドライン、ツール及び実施例をメンバーと共有する。
- ・Age-friendly World のウェブサイト上のメンバー紹介ページが常に更新されているように努める。

また、希望すればさらに以下の活動もできる。

- ・活動している行政のレベル（例：都道府県、市町村など）でネットワークメンバーのための会議を開催し、他の行政レベルで活動している既存の参加組織もこれに協力する。
- ・ネットワークが運営するオンラインセミナーを主催、もしくはこれに参加する。
- ・他のネットワークメンバーと、公式あるいは非公式に、メンター及びその指導を受ける立場という関係を構築する。
- ・最新のエイジフレンドリーの取組みやイベントをネットワークで共有する。
- ・メンバー間による共同プロジェクトの機会を提供する。

4. 申請プロセス：

ネットワークへの参加を希望する地方自治体による申請プロセスには以下が必要である。

- ・オンライン申請書式の作成（付録1-参加申請フォーム/Member Application Form 参照）。
- ・市長や行政長が、よりエイジフレンドリーな環境を整えるために取組むことを正式に確約

する文書。コミュニティ、市町村又は地域がよりエイジフレンドリーになるように進めるには、ハイレベルな政治的責任と取り決めが必要なので、この文書は必須である。

- ・申請者が、WHO の価値観及びエイジフレンドリーコミュニティを創出するためのアプローチに合意し、そのアプローチを実施し、積極的にネットワークに参加するための人的および財政資源を有することの確約。
- ・ネットワークとの連絡や情報交換の窓口となる担当者の指定。この担当者は、地元の取り組みの評価、計画および結果に関して WHO と連絡を取るに当たり、事前に関係者と協議しかつ関連行政機関の承認を得る責任がある。

5. 申請の審査と新メンバーの決定

申請書は、WHO が指定するネットワーク参加承認担当者により申請順に審査され、上記の参加要件に基づいて評価される。ネットワーク参加承認担当者は、WHO 本部や、WHO 地域事務所のスタッフ、または WHO が認めた各国の GNAFCC 加盟組織のスタッフなどである。申請基準に合っていない、あるいは申請内容が不明確である場合には、ネットワーク参加承認担当者は申請者により詳細な情報を求める場合がある。

申請者が既に GNAFCC 理念と協調するビジョン、原則および価値を有する既存のエイジフレンドリーや他の国際的な市町村ネットワークに属している場合には、GNAFCC への参加承認が早まることもある。

審査結果は、市長（あるいは行政長）宛ての文書により、指定された担当者に通知される。

審査過程の概要は図3のとおりである。新たなメンバーには自動的に作成される参加証明書が発行される。この証明書は、参加主体が、よりエイジフレンドリーな環境をつくるためのプロセスへの参加したことを証明するものであって、WHO がその業績を認めたり、エイジフレンドリーコミュニティとして認証を与えたと証明するものではない。

GNAFCC のメンバーは第三者に対し、「WHO を代理」して、又は「WHO を代表」すると称してはならない。

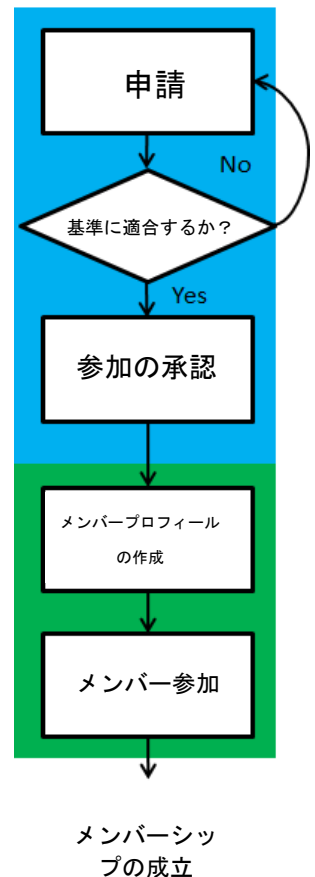


図3 承認プロセス

6. メンバーシップの終了

ネットワークのメンバーシップは以下の場合を除き、継続的なものである。

- 1) メンバーが自身のメンバーシップの終了を要求すると、メンバーリストから削除され、Age-friendly World のウェブサイト上のプロフィールページも表示されなくなる。ただし、連絡担当者のユーザーアカウントは無効にならず、継続してネットワークの情報にアクセスでき、いつでも再参加できる状態が保たれる。
- 2) メンバー市町村またはコミュニティが、3年以上の期間、3.c.に記載されている必須の要件を満たしていない場合。

3) 本文書に記載された規定事項又は関連する WHO の規定事項に違反したと認められると、関係する参加組織や行政機関との協議の上で、ネットワーク事務局の決定によりメンバーシップが取り消される場合がある。

付録1：参加申請フォームの要点

- ・市町村、コミュニティ又はその他の地方自治体の名称
- ・市町村、コミュニティ又はその他の地方自治体の長の名称及び連絡先情報
- ・窓口となる担当者名とその連絡先情報
- ・既にネットワークに参加している別の組織（例：国や地域レベルのネットワークなど）にも参加しているか、その場合はどの組織か。
- ・当該地域の年齢別人口
- ・所在国
- ・既に実施している、もしくは計画しているエイジフレンドリーの取組みの記述
- ・高齢者の関与について
- ・部門間の連携について

添付する提出資料：

- ・メンバー紹介に使うプロフィール写真
- ・市長又はその他の地方自治体の長からの文書
- ・関連する既存の評価報告や行動計画等